



県 章

滋賀県公報

平成 30 年 (2018 年)
3 月 16 日
号 外 (5)
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	7

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第4項の規定に基づき執行した平成29年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月16日

滋賀県監査委員	生	田	邦	夫
〃	平	岡	彰	信
〃	奥			博
〃	北	川	正	雄

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
消防学校	平成30年1月25日
政策研修センター	平成30年2月22日
近代美術館	平成30年2月22日
琵琶湖環境科学研究センター	平成30年2月22日
琵琶湖博物館	平成30年2月22日
南部流域下水道事務所	平成30年2月22日
北部流域下水道事務所	平成30年2月8日
精神保健福祉センター	平成30年2月22日
食肉衛生検査所	平成30年2月22日
動物保護管理センター	平成30年2月13日
中央子ども家庭相談センター	平成30年2月22日
彦根子ども家庭相談センター	平成30年1月29日
大津・高島子ども家庭相談センター	平成30年1月15日
平和祈念館	平成30年2月22日
総合保健専門学校	平成30年2月22日
看護専門学校	平成30年1月11日
リハビリテーションセンター	平成30年2月22日
近江学園	平成30年2月22日
衛生科学センター	平成30年2月22日
淡海学園	平成30年1月23日
計量検定所	平成30年2月22日
工業技術総合センター	平成30年2月22日
東北部工業技術センター	平成30年2月22日

高等技術専門校	平成30年2月8日
男女共同参画センター	平成30年2月22日
病虫害防除所	平成30年2月22日
家畜保健衛生所	平成30年2月22日
農業技術振興センター	平成30年2月22日
畜産技術振興センター	平成30年2月22日
水産試験場	平成30年2月22日
北川水源地域振興事務所	平成30年2月1日
総合教育センター	平成30年2月22日
びわ湖フローティングスクール	平成30年2月6日
図書館	平成30年2月2日
河瀬中学校	平成30年1月25日
守山中学校	平成30年1月26日
水口東中学校	平成30年2月22日
膳所高等学校	平成30年2月22日
大津清陵高等学校	平成30年2月22日
堅田高等学校	平成30年1月16日
東大津高等学校	平成30年2月22日
北大津高等学校	平成30年2月22日
大津高等学校	平成30年2月22日
石山高等学校	平成30年2月22日
瀬田工業高等学校	平成30年2月22日
大津商業高等学校	平成30年2月22日
彦根東高等学校	平成30年2月22日
河瀬高等学校	平成30年1月25日
彦根西高等学校	平成30年1月18日
彦根工業高等学校	平成30年2月22日
彦根翔陽高等学校	平成30年1月18日
彦根翔西館高等学校	平成30年1月18日
長浜高等学校	平成30年1月10日
長浜北高等学校	平成30年1月10日
(新校)長浜北高等学校	平成30年1月10日
虎姫高等学校	平成30年2月22日
伊香高等学校	平成30年1月12日
長浜農業高等学校	平成30年2月22日
長浜北星高等学校	平成30年1月10日
八幡高等学校	平成30年1月22日
八幡工業高等学校	平成30年2月22日
八幡商業高等学校	平成30年2月5日
草津東高等学校	平成30年2月22日
草津高等学校	平成30年2月22日
玉川高等学校	平成30年2月22日
湖南農業高等学校	平成30年2月22日
守山高等学校	平成30年1月26日
守山北高等学校	平成30年2月22日
栗東高等学校	平成30年2月9日
国際情報高等学校	平成30年2月22日
水口高等学校	平成30年2月22日
水口東高等学校	平成30年2月22日
甲南高等学校	平成30年2月22日

信楽高等学校	平成30年2月22日
野洲高等学校	平成30年1月26日
石部高等学校	平成30年2月9日
甲西高等学校	平成30年2月22日
高島高等学校	平成30年1月12日
安曇川高等学校	平成30年2月1日
八日市高等学校	平成30年2月22日
能登川高等学校	平成30年2月22日
八日市南高等学校	平成30年2月22日
伊吹高等学校	平成30年1月11日
米原高等学校	平成30年2月22日
日野高等学校	平成30年1月23日
愛知高等学校	平成30年2月22日
盲学校	平成30年2月22日
聾話学校	平成30年2月22日
北大津養護学校	平成30年2月22日
鳥居本養護学校	平成30年2月22日
長浜養護学校	平成30年2月22日
長浜北星高等養護学校	平成30年1月10日
草津養護学校	平成30年2月6日
守山養護学校	平成30年2月22日
甲南高等養護学校	平成30年2月22日
野洲養護学校	平成30年2月22日
三雲養護学校	平成30年2月13日
新旭養護学校	平成30年2月22日
八日市養護学校	平成30年2月5日
愛知高等養護学校	平成30年2月22日
甲良養護学校	平成30年1月29日
大津警察署	平成30年1月15日
草津警察署	平成30年2月22日
守山警察署	平成30年1月22日
甲賀警察署	平成30年2月22日
近江八幡警察署	平成30年2月22日
東近江警察署	平成30年2月22日
彦根警察署	平成30年1月18日
米原警察署	平成30年2月22日
長浜警察署	平成30年2月22日
木之本警察署	平成30年2月22日
高島警察署	平成30年2月22日
大津北警察署	平成30年1月16日

(注) 平成30年2月22日の監査執行は書面監査による。

2 監査の結果

(1) 指摘事項

彦根子ども家庭相談センター

児童保護措置費および児童福祉施設措置費に係る負担金収入について、平成29年10月末日現在の収入未済額(繰越分)は、前年同期に比べ802,922円増加し、13,438,997円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

大津・高島子ども家庭相談センター

児童保護措置費および児童福祉施設措置費に係る負担金収入において、平成29年10月末日現在、817,820円の収入未済が発生しているため、速やかな収納に努められたい。

北大津高等学校

授業料について、平成29年12月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ157,700円増加し、186,100円となっているため、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

長浜北星高等学校

扶養手当の支給において、認定誤りにより平成12年5月から正当支給額を上回って支給され、1,399,126円（概算）が過払いとなっている事例が認められたため、今後は適正な事務の執行に努められたい。

玉川高等学校

通勤手当の支給において、認定誤りにより平成19年4月から正当支給額を上回って支給され、8,397円が過払いとなっている事例が認められたため、今後は適正な事務の執行に努められたい。

安曇川高等学校

授業料について、平成29年10月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ574,200円増加し、849,700円となっているため、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

大津警察署

職員の不注意による公用車の事故が6件（県過失割合100%：4件、80%：1件、未確定：1件）が発生し、保険により413,372円が支払われているほか、公用車に損害が生じ、相手方にも損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

木之本警察署

職員の不注意による公用車の事故が2件（県過失割合100%）が発生し、34,700円が支払われているほか、公用車に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

(ア) 収入関係（18件）

- ・ 調定もれまたは調定誤りがあるもの（大津商業高等学校）
- ・ 調定・収入時期が遅延しているもの（八日市南高等学校）
- ・ 授業料等について収入未済の解消を求めるもの
（瀬田工業高等学校、八幡工業高等学校、能登川高等学校、大津清陵高等学校2件）
- ・ 督促の措置が適切になされていないもの（安曇川高等学校）
- ・ 生産品の引継ぎ、受入れの処理が適当でないもの（長浜養護学校）
- ・ 現金の保管方法等に適切を欠くもの
（北部流域下水道事務所、東大津高等学校、大津高等学校、長浜農業高等学校、八幡高等学校、湖南農業高等学校、高島高等学校、甲良養護学校、新旭養護学校）

(イ) 支出関係（12件）

- ・ 執行向が適正でないもの（消防学校、淡海学園）
- ・ 支出額を誤っているもの（彦根子ども家庭相談センター、愛知高等学校、愛知高等養護学校）
- ・ 諸手当の支給を誤っているもの
（大津商業高等学校3件、彦根工業高等学校、玉川高等学校、湖南農業高等学校）
- ・ 旅費の支給を誤っているもの（大津商業高等学校）

(ウ) 契約関係（9件）

- ・ 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の適用を誤ったもの（近江八幡警察署）
- ・ 仕様書の積算誤りがあるもの（平和祈念館）

- ・ 予定価格が適正に作成されていないもの(草津東高等学校、高島高等学校、新旭養護学校)
- ・ 検査・検収が適正になされていないもの
(衛生科学センター、高等技術専門校、北大津高等学校、甲良養護学校)

(エ) 財産関係(40件)

- ・ 物品の適正な管理を求めたもの
(琵琶湖環境科学研究センター、精神保健福祉センター、淡海学園、農業技術振興センター、東大津高等学校、大津商業高等学校、彦根東高等学校、長浜北星高等学校、草津東高等学校、水口高等学校、信楽高等学校、愛知高等学校、安曇川高等学校、八日市養護学校、北大津養護学校、長浜養護学校、甲良養護学校2件)
- ・ 不用決定、処分の手続が適正でないもの
(精神保健福祉センター、動物保護管理センター、東大津高等学校、彦根工業高等学校、長浜高等学校、草津東高等学校、守山高等学校)
- ・ 公用車の事故の防止を求めたもの
(琵琶湖環境科学研究センター、近江学園、中央子ども家庭相談センター、農業技術振興センター、八日市南高等学校、草津警察署、守山警察署、甲賀警察署、近江八幡警察署、東近江警察署、彦根警察署、米原警察署、長浜警察署、高島警察署、大津北警察署)

注：件数表示のない機関の指導事項の件数は1件である。

(3) 留意事項

上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。

(7) 予算関係(1件)

- ・ 支出の年度区分を誤っているもの(米原警察署)

(イ) 収入関係(9件)

- ・ 調定もれまたは調定誤りがあるもの(八日市南高等学校、湖南農業高等学校、大津北警察署)
- ・ 調定・収入時期が遅延しているもの(草津高等学校)
- ・ 授業料等について収入未済の解消を求めるもの
(近江学園、中央子ども家庭相談センター、湖南農業高等学校、伊香高等学校、北大津養護学校)

(ウ) 支出関係(20件)

- ・ 支出額を誤っているもの(玉川高等学校、米原警察署)
- ・ 支出方法等が適当でないもの(湖南農業高等学校)
- ・ 諸手当の支給を誤っているもの
(精神保健福祉センター、淡海学園、総合教育センター、北大津高等学校、長浜北星高等学校、草津東高等学校、野洲高等学校、能登川高等学校、愛知高等学校2件、安曇川高等学校、(新校)長浜北高等学校2件、三雲養護学校、鳥居本養護学校2件、愛知高等養護学校)

(エ) 財産関係(5件)

- ・ 財産の滅失等が見受けられるもの(近江八幡警察署)
- ・ 財産の適正な管理を求めたもの(湖南農業高等学校)
- ・ 不用決定、処分の手続が適正でないもの(八日市高等学校、八日市南高等学校、日野高等学校)

注：件数表示のない機関の留意事項の件数は1件である。

- (4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成30年1月10日から平成30年2月22日までの間に実施した113機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 県立学校におけるトイレの洋式化について(教育委員会事務局教育総務課)

県立学校、とりわけ県立高等学校のトイレは和式が多いが、生活様式の変化により、生徒の多くは和式トイレを使用した経験が少なくなっており、監査において、空調設備に併せてトイレの洋式化を進めてほしいとの声が多く聞かれた。

県では、老朽化したトイレの整備に併せて洋式化を進めることとされ、平成30年度当初予算に所要額を計上されているが、県立学校61校中3校の設計費が計上されたに止まり、県立学校全体のトイレの洋式化への道のりは遠いと言わざるを得ない。

については、トイレの洋式化は喫緊の課題と認識されることから、早急に整備方針を策定の上、計画的に取り組まれない。

(2) 毒物・劇物の管理について(教育委員会事務局高校教育課・特別支援教育課)

県立学校には、実験や実習用の多種多様な化学薬品が備えられている。その多くが毒物・劇物であり「毒物及び劇物取締法」等の法令に従い、厳重に管理しなければならないが、県教育委員会では、平成10年11月に「理科薬品等の管理と取扱いに関する手引」(以下「手引」という。)を作成し、薬品の管理・保管、廃棄などの取扱いを定められている。

しかしながら、県立学校における毒物・劇物の管理状況を確認したところ、年2回の定期点検が実施されていないなど、過半数の学校で手引が遵守されておらず、在庫管理自体を行っていない学校や、手引を保管していない学校も見受けられた。

また、手引では、5年間使用していない薬品は廃棄することとされており、高校教育課において、3年に1度、地域ブロックごとに不用薬品を回収され、廃棄処分することとされている。しかしながら、廃棄できる量に上限があること等から、多くの学校で長期間使用していない毒劇物が保管されており、余分な管理事務負担が発生していた。

については、実験実習を安全に行うため、また、人身に被害が及ぶ危険につながる行為を防止するため、県立学校における手引の遵守を徹底されたい。

また、毒物・劇物を含め不用となった薬品については、廃棄することが原則であるが、例えば、学校間で情報を共有し、不用となった薬品を必要とする学校に譲るなど、その有効活用を検討されたい。

(3) 学校評価の取組について(教育委員会事務局高校教育課・特別支援教育課)

学校評価については、平成20年度に全ての県立学校に導入され、10年を迎えたところである。学校評価の目的は、学校が教育活動その他の学校運営について目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ることにある。

多くの学校で、自己評価、学校関係者評価ともに、ほとんどの項目で「A」評価となっていることが多く、形式的なものとなっているように見受けられたことから、学校評価が、課題を見つけ、より良い学校運営にするための改善の手法として実効性のあるものとなるよう、平成27年度の監査において意見を付したところである。

しかしながら、平成29年度の監査においても、「A」評価となっている項目が多く、大きな状況の変化は認められなかった。

学校評価は、教職員はもとより児童生徒、保護者、学校評議員など多くの関係者の協力のもと実施されるものであり、改善の手法として実効性のあるものとなるよう、評価基準を含め、仕組みを見直しの上、改善を図られたい。

(4) 県民サービスの向上について(図書館)

県立図書館は、公立図書館の先駆けとして全国的にも注目されてきた存在である。特に市町立図書館とのネットワークの強さを生かし、早くから協力貸出を行い、全ての県民にサービスが提供できるよう努められてきたところである。

また、蔵書数は全国4位となっているが、近年、新刊図書の発行点数が増加する中で資料費が削減され、平成5年度に70パーセントを超えていた新刊図書の購入率は、平成23年度以降20パーセントを下回っている。

については、利用者の多様な要求に応えられるよう、適時に新刊図書を収集するなど、県立の図書館として蔵書の充実に努められたい。

さらに、他府県の図書館に比べ、開館時間が短く、開館日が少ない状況となっていることから、開館時間、開館日を増やすことについて検討の上、更なる県民サービスの向上に努められたい。

(5) 県立高等学校におけるインターンシップの積極的取組について(各県立高等学校)

厚生労働省発表の平成29年平均の有効求人倍率は1.50倍となり、昭和48年以来44年ぶりの高水準となっており、県内の高等学校にも就職希望者の何倍もの求人が県内外からあり、売り手市場の状況である。

一方で、平成29年9月に厚生労働省が公表している新規学卒就職者の離職状況によると、高卒者は就職後3年で約4割が離職している状況である。1年未満で辞めた人の退職理由を見ると、1位は「仕事内容が合わない」、次いで「労働条件」「人間関係」と続いている。

県立高等学校の中には、仕事の内容や自身の適性を考える良い機会として、多くの事業所を選択できるインターンシップを実施されている学校もある。

については、各県立高等学校においては、生徒の興味や関心に基づき、進路の実績も踏まえて、一定期間にわたるインターンシップを実施し、就労を体験させることで、生徒が将来を見据えた進路選択を可能とし、もって、就職先での定着率の向上に繋がるよう努められたい。

また、インターンシップを通して地域の事業所とのつながりを強化し、将来にわたって継続的に求人が続くよう、良好な関係の構築に努められたい。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年3月16日

滋賀県監査委員 生 田 邦 夫
 " 平 岡 彰 信
 " 奥 博
 " 北 川 正 雄

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	南部健康福祉事務所
監査執行年月日	平成29年6月21日・7月12日
監査結果報告年月日	平成29年8月18日
監査の結果	<p>職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、公用車および相手側に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p> <p>公用車による交通事故の防止については、これまで交通事故防止講習会への参加や所内研修などを通じて職員に注意喚起を図ってきた。</p> <p>今回の事故発生を受けて、職員全員を対象に研修を実施し、事故発生の原因を検討するとともに、今後の事故防止策について話し合い、一層の安全運転に対する意識の徹底を図った。</p> <p>今後とも、所内会議を通じて安全運転および事故防止の周知を図り、職員の出張時には安全運転の呼びかけを行うなど、交通事故の未然防止と公用車の適切な管理に努める。</p>

監査執行対象機関名	東近江健康福祉事務所
監査執行年月日	平成29年6月21日・7月12日
監査結果報告年月日	平成29年8月18日
監査の結果	<p>職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、公用車および相手方に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p> <p>公用車による事故の防止については、交通安全意識の高揚や日常点検チェックシートの活用による車両点検の実施等により職員への注意喚起を図ってきた。</p> <p>今回の事故を受け、事故発生直後に全職員を対象に交通安全研修を行い、事故発生の要因とともに留意事項を確認し再発防止の徹底をあらためて行った。</p> <p>今後とも、職員会議や係長会議等を通じて、安全運転および事故防止の周知と交通安全意識の一層の向上に努めるとともに、日頃からゆとりある運転の徹底と公用車の適切な管理に努める。</p>

監査執行対象機関名	湖東健康福祉事務所
監査執行年月日	平成29年5月26日・7月12日
監査結果報告年月日	平成29年8月18日
監査の結果	生活保護費返還金について、平成29年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ816,801円増加し、3,461,347円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	平成29年4月末日現在の収入未済額3,461,347円について、未納者に対し、書面、電話や定期的な訪問による督促を行った結果、68,637円(平成30年1月末日現在)を収納した。 残る3,392,710円についても、引き続き、債務者への面談等を通して粘り強い納入指導を行うとともに、適宜の家庭訪問等により、生活実態(収入)の把握と自立支援を行うことにより、新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	湖北健康福祉事務所
監査執行年月日	平成29年5月23日・7月12日
監査結果報告年月日	平成29年8月18日
監査の結果	生活保護費返還金について、平成29年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ664,826円増加し、7,997,777円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	平成29年4月末日現在の収入未済額7,997,777円について、未納者に対し、書面、電話や訪問による督促を行った結果、75,000円(平成30年1月末日現在)を収納することができた。 残る未済額7,922,777円についても、債務者へ粘り強い納入指導を引き続き行っていく。 また、適宜、家庭訪問等を行い生活実態や収入状況を把握し、自立支援を行うことにより、新たな収入未済の発生防止に努めていく。

監査執行対象機関名	南部土木事務所
監査執行年月日	平成29年6月26日
監査結果報告年月日	平成29年8月18日
監査の結果	河湖占用料等について、平成29年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ569,270円増加し、1,196,691円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	平成29年4月末日現在の収入未済額1,196,691円については、書面、電話や訪問の結果、平成26年度より支払いのなかった滞納者より過去三か年分および現年分を収納した。(過去三か年分:13,500円、現年分:4,500円)(平成30年1月末日現在) 引き続き、恒常的な滞納者に対して戸別訪問、電話、文書等により督促を行い、従われない場合には財産の差押えを行う等、厳正かつ効果的な収納に努めていく。

監査執行対象機関名	高島土木事務所
監査執行年月日	平成29年6月20日
監査結果報告年月日	平成29年8月18日
監査の結果	河湖占用料について、平成29年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ2,241,260円増加し、11,297,780円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	平成29年4月末日現在の河湖占用料の収入未済額11,297,780円については1者にかかるものであり、財産調

査の結果を踏まえ滞納処分の停止決議を行った。

今後、河湖占用料については一層の納入指導に努めることにより、新たな収入未済の発生防止に努めていく。

監査執行対象機関名	総務部財政課
監査執行年月日	平成29年7月21日
監査結果報告年月日	平成29年11月27日
監査の結果	<p>普通財産貸付料収入について、平成29年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ515,365円増加し、3,334,996円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>収入未済となっている普通財産貸付料収入については、これまでからの書面、電話や訪問による督促に加えて、支払督促の申立により債務名義を取得し、債権保全を図ったところであり、59,797円(平成30年1月末日現在)を収納することができた。</p> <p>今後も、引き続き生活状況を考慮しつつ、支払い状況を見ながら納付誓約書の提出を求める等、債権保全および収入未済の減少を図っていくとともに、新たな収入未済の防止のため、適切な債権管理に努める。</p>

監査執行対象機関名	県民生活部スポーツ局
監査執行年月日	平成29年8月8日
監査結果報告年月日	平成29年11月27日
監査の結果	<p>教育財産使用料等において、平成29年5月末日現在、2,341,011円の収入未済が発生しているため、速やかな収納に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>定期的に電話や訪問により督促を行った結果、1,158,584円(平成30年1月末日現在)の納付があった。今後も引き続き督促を行い、完済に向けて取り組んでいく。</p>

監査執行対象機関名	琵琶湖環境部循環社会推進課
監査執行年月日	平成29年7月13日
監査結果報告年月日	平成29年11月27日
監査の結果	<p>行政代執行費弁償金について、平成29年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ816,363,380円増加し、3,178,709,956円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>本件収入未済額の内訳は、旧RD最終処分場不適正処理事案に係る行政代執行費弁償金3,156,655,766円および大津市大石小田原硫酸ピッチ等不法投棄事案に係る行政代執行費弁償金22,054,190円である。</p> <p>前者については、旧RD社元代表取締役任意の定期納付を継続させるとともに、過年度に差し押えた元役員1名の財産について取り立てを行い、2,132,409円(平成30年1月末日現在)を収納した。</p> <p>また、別の元役員1名が提起した納付命令取消訴訟について、県勝訴の判決が平成29年10月4日付けで確定したことから、当該役員に対して納付指導を行っているところである。</p> <p>一方で、本件代執行事業は現在も実施中であり、今年度928,101,994円の納付命令を新たに発出したことから、今後も引き続き納付指導を行うとともに財産調査を進め、差押え等の可能性も視野に鋭意回収に努める。</p> <p>後者については、滞納者6名のうち2名に分割納付を継続させるとともに、納付が中断していた別の滞納者1名については預金の差し押えを行い、71,041円(平成30年1月末日現在)を収納した。</p> <p>今後も引き続き納付指導を行うとともに、納付が中断している他の滞納者に対しては、催告等により納付を促すとともに財産調査を進め、差押え等の可能性も視野に鋭意回収に努める。</p> <p>また、現在、滞納者のうち故人である1名について破産手続が進行しており、残余財産による弁済に遺漏のないよう、破産手続の動向を注視していく。</p>

監査執行対象機関名	健康医療福祉部医療政策課
監査執行年月日	平成29年8月9日
監査結果報告年月日	平成29年11月27日
監査の結果	<p>看護職員修学資金貸付金の償還金等について、平成29年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ2,816,496円増加し、14,697,339円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>未納者に対し、文書および電話による督促を実施するとともに、督促に応じない者については財政課債権回収特別対策室とも連携を図りながら保証人への働きかけを行うなど収納に努めた結果、指摘のあった平成29年5月末日現在の収入未済のうち2,496,902円(平成30年1月末日現在)について回収を行った。</p> <p>今後も引き続き未納者や保証人に対し督促等を行い、収納の促進および新たな収入未済の発生防止に努める。</p>

監査執行対象機関名	健康医療福祉部子ども・青少年局
監査執行年月日	平成29年7月27日
監査結果報告年月日	平成29年11月27日
監査の結果	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金等について、平成29年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,073,974円増加し、36,433,203円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金等については、貸付の申請時に、生活状態等を聞き取り、償還の見込みについて確認することにより、収入未済の発生防止に努めた。また、未収金の回収については、電話、文書および訪問等による償還指導を進めたほか、滞納者実態調査を実施し、滞納者に対して生活実態に即した償還指導を行い、収納促進を実施した。</p> <p>このような取組の結果、昨年度の収入未済額のうち、5,326,551円(平成30年1月末日現在)について回収を行った。</p> <p>なお、償還能力があるにも関わらず、滞納が長期間にわたり、償還指導に応じない困難案件については、今後も財政課債権回収特別対策室との共同管理により、督促や法的措置を行い、未収金削減に向けた取組を実施していく。</p>

監査執行対象機関名	土木交通部住宅課
監査執行年月日	平成29年7月27日
監査結果報告年月日	平成29年11月27日
監査の結果	<p>公営住宅使用料等について、平成29年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,513,538円増加し、59,102,442円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>県営住宅の滞納家賃の縮減に向けて、平成29年度は、これまでの督促状による納付指導や2名の嘱託員による訪問指導に加え、指定管理者との連携による夜間戸別訪問(延べ197戸)を行ってきた。さらに悪質な滞納者に対しては、法的措置(明渡し等訴訟提起2件、強制執行2件)を講じた。</p> <p>また、効果的・効率的な納付指導を行うため、指定管理者との定例の連絡会議を毎月開催し、家賃滞納者の情報の共有を図った。</p> <p>このような取り組みの結果、10,350,730円(平成30年1月末日現在)について回収を行った。</p> <p>今後も特に滞納初期段階の者に対する納付指導に重点を置き、新たな滞納常習者を増やさないう、よりきめ細やかな対応を行う。</p>

監査執行対象機関名	病院事業庁総合病院
監査執行年月日	平成29年7月11日・8月30日
監査結果報告年月日	平成29年11月27日
監査の結果	<p>(ア) 所得税および復興特別所得税の追加納付金に係る対象職員等への請求金について、平成29年5月末日現在、2,723,496円の収入未済が発生しているため、速やかな収納に努められたい。</p> <p>(イ) 給与から源泉徴収する所得税および復興特別所得税の金額に誤りがあり、16,730,865円を追加納付することとなったが、これに伴い不納付加算税1,616,000円、延滞税546,600円が発生しているため、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>(ア) 未納者に文書、電話、訪問による督促を行うとともに、居所不明者等に対しては弁護士への徴収委託も活用し収納に努めた。</p> <p>このような取組の結果、577,660円(平成30年1月末日現在)について回収を行った。</p> <p>今後も引き続き、一層の収納の促進に努める。</p> <p>(イ) 平成28年2月に税務署からの指摘を受け、病院事業庁において平成28年8月に税理士と顧問契約の締結を行い、必要に応じ税理士の指導を受け適正な事務執行に努めている。</p> <p>また、経理・会計に係る職員の育成に努める。</p>

監査執行対象機関名	総合病院小児保健医療センター
監査執行年月日	平成29年7月11日
監査結果報告年月日	平成29年11月27日
監査の結果	<p>平成28年度病院事業会計における患者負担金収入について、平成29年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ681,576円増加し、1,660,513円となっているため、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>患者負担金に係る未収金については、電話による督促や督促状の送付のほか、連帯保証人への請求や、医事担当者による面談、戸別訪問、滞納整理嘱託員の活用などにより、縮減に努めた。</p> <p>このような取組の結果、476,700円(平成30年1月末日現在)について回収を行った。</p> <p>今後とも粘り強く取り組むことにより、収納の促進と未収金の縮減に努める。</p>

監査執行対象機関名	教育委員会事務局教育総務課
監査執行年月日	平成29年8月10日
監査結果報告年月日	平成29年11月27日
監査の結果	<p>高等学校奨学資金貸付金の償還金等について、平成29年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ、4,257,113円増加し、166,654,141円となっているため、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>収入未済額が増加した大きな要因は、平成27年度に比べ平成28年度の調定額が大幅に増加したため、徴収率は上がったものの、収入未済の金額が増加したこと、および徴収が困難な過年度分の収入未済額が増加したことにある。</p> <p>監査の結果を踏まえ、債権管理をきめ細かく行い、滞納が発生すれば速やかに催告を実施し、収入未済の未然防止に努めている。</p> <p>特に、過年度分については、返還意思の見られない長期滞納者に対し、財政課債権回収特別対策室との共同管理を例年以上に活用し、訴訟を前提とした強力な徴収体制により、収入未済の解決に取り組んだ。(共同管理開始件数 平成29年度34件、平成28年度13件、平成27年度6件)</p> <p>このような取組の結果、20,774,312円(平成30年1月末日現在)について回収を行った。</p> <p>今後も粘り強く取り組むことにより、収納の促進と未収金の縮減に努める。</p>

監査執行対象機関名	教育委員会事務局教職員課
監査執行年月日	平成29年7月20日
監査結果報告年月日	平成29年11月27日
監査の結果	職員給与の返納について、平成29年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,546,842円増加し、1,612,718円となっているので、引き続き収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>収納未済となっていた1,612,718円のうち、1,104,136円については平成29年6月5日に収納した。残りの508,582円の収納未済案件については、電話または文書により督促を実施したところであるが、現在も収納されていない。</p> <p>今後も電話または文書による督促を続けるとともに、必要に応じて現地に赴き徴収を行う。</p> <p>また、同様の収納未済案件が発生しないよう、給与の過払い防止に努める。</p>

監査執行対象機関名	教育委員会事務局人権教育課
監査執行年月日	平成29年7月21日
監査結果報告年月日	平成29年11月27日
監査の結果	地域改善対策修学奨励資金貸付金について、平成29年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ14,881,215円増加し、158,685,981円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>収納促進については、関係市町教育委員会を訪問し、個々の債務者の実情に照らした継続的な返還指導について引き続き依頼した。</p> <p>債務者に対しては、文書による督促や電話等による説明を行い、併せて、返還が困難な者にはその事情に応じて分割納付の指導などを行った結果、11,567,476円(平成30年1月末日現在)を収納したところであるが、さらなる収納に向け、検討・工夫を重ね粘り強く返還指導を行っていく。</p> <p>また、新たな収入未済の発生防止に向けては、債務者に対する返還義務の周知徹底や督促の早期実施に努めるとともに、適切かつ無理のない返還計画が作成されるよう、関係市町教育委員会の協力を得ながら個別指導に努めた。</p>

監査執行対象機関名	警察本部
監査執行年月日	平成29年8月4日
監査結果報告年月日	平成29年11月27日
監査の結果	職員の不注意による公用車の事故が2件(県過失割合100%:1件、物損80%・人身100%:1件)が発生し、保険を含めて1,105,805円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(生活安全企画課)
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>公用車による交通事故を防止するため、年間を通じての服務指導重点項目に「職員交通事故等の防止」を掲げ、以下のような実践的な教養・訓練等の取組を実施しており、今後も交通事故の未然防止と公用車の適切な管理に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 毎月の定期車両点検には副安全運転管理者、車両担当者が立ち会いのもと車両整備・点検を確実に実施し、車両使用時には使用者による運行前点検を励行して、不具合について早期に改善する等車両の整備不良を原因とする交通事故防止の徹底を図っている。 毎週月曜日の朝礼時において、職員事故発生状況や事故態様の具体的事例を紹介、注意喚起し、交通事故発生のイメージトレーニングによる事故防止教養を実施し、安全意識の向上に努めている。 車両使用時には、担当上司による「事故には注意して」等の声かけを励行するほか、エンジンキー、車両運転記録を管理している管理官においても事故防止の声かけを実施し、運転者および同乗者に交通事故防止

の意識付けを図っている。

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成29年8月18日
監査の意見	<p>(1) 「ここ滋賀」の積極的な活用による本県の知名度の向上について(東京本部)</p> <p>今年10月、東京都日本橋に新たな情報発信拠点施設「ここ滋賀」が開設される。</p> <p>この場所は、東京駅にも近く、オリンピックではマラソンの予定コースに接しており、滋賀をPRするには絶好の場所といえる。</p> <p>近年、県では、戦国武将・石田三成を使った広報が好評を得るなど、これまでにない広報を進められている。こうした取り組みの効果もあって、本県の魅力度は、ブランド総合研究所の地域ブランド調査によると、平成27年の41位から平成28年には33位となるなど、改善の兆しが見受けられるものの、依然として低位にある。</p> <p>県には、琵琶湖をはじめ、近江牛、近江米、日本酒、湖魚などのモノのみならず、近江商人の「三方良し」など、先人から引き継がれたすばらしい精神や文化がある。</p> <p>また、首都圏では近江商人を発祥とするなど、本県とゆかりの深い多数の有力企業が活躍されている。</p> <p>については、「ここ滋賀」では、首都圏にある本県にゆかりの企業や在京の方々に協力を呼びかけ、官民一体となって、滋賀のモノはもとより、精神や文化も発信し、本県の知名度アップに努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(東京本部)</p> <p>情報発信拠点「ここ滋賀」は、見る、ふれる、食べるという体験を通して、県産品の販路拡大だけでなく、滋賀のイメージアップ、滋賀への誘いにつなげることを目的に、平成29年10月に開設した。</p> <p>オープン以降、市町、経済団体等と連携し、幅広い滋賀の魅力発信に取り組んでおり、滋賀県人会や本県にゆかりのある首都圏の企業、団体等にも、会報誌への紹介記事の掲載や、地酒に関する自主企画の実施など、PRや企画催事に協力いただいている。</p> <p>また、「ここ滋賀」の物販やレストランでは、商品の良さやストーリーが伝わるように工夫するほか、企画催事では、戦国近江に関する歴史講座や、滋賀の暮らしを紹介するトークショーなど、本県の歴史、文化に関する情報も発信している。</p> <p>今後、精神、文化をはじめとする月ごとのテーマを設定して催事を募集するなど、一層幅広い方々に活用いただけるよう事業を展開し、より深く本県の魅力を発信できるよう努めていく。</p> <p>引き続き、「全国、世界から選ばれる滋賀」となるよう、「ここ滋賀」を中心に食やモノ、精神や文化などに直にふれ、体感できる機会を増やし、官民一体となって本県のブランド力向上に取り組んでいきたい。</p>

監査結果報告年月日	平成29年8月18日
監査の意見	<p>(2) 生活保護費返還金の債権管理について(湖東健康福祉事務所)</p> <p>税外未収金対策については、未収金所管所属と財政課が共同管理により管理・回収を進めるなど、県をあげて厳しく取り組んでいるにもかかわらず、事務引継の不備により、平成28年度、生活保護費返還金の滞納者に対する文書による督促・催告が全く行われていなかった。</p> <p>また、適正な債権管理を行うための基礎資料である債権管理台帳について、担当者のパソコン内で任意様式により作成・保管されるなど、担当者任せになっており、公文書としての組織的な管理も、上位者によるチェックも行われていなかった。</p> <p>生活保護費返還金の収入未済額は平成29年4月末日現在346万円であるが、平成29年度以降の分納予定額を含めると1,302万円にのぼる。歳入の確保はもとより、県民負担の公平性・公正性を確保する観点からも、今後は、内部統制を考慮した業務のあり方を検討の上、適切な債権管理に努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(湖東健康福祉事務所)</p> <p>生活保護費返還金の債権管理については、滞納者に対して書面による督促のほか、電話や訪問による督促を行い、ねばり強い納入指導の結果、1,544,825円(平成30年1月末現在)を収納することができた。</p> <p>また、債権管理台帳を担当者だけでなく次長や係長も確認できるように共有ファイルサーバに登録しチェッ</p>

ク機能の強化を行い、組織全体として管理できる体制の整備を図った。

今後も、県をあげて税外未収金対策に厳しく取り組んでいることを十分に認識した上で、さらに組織全体として適正な債権管理に努めていく。

監査結果報告年月日	平成29年8月18日
監査の意見	<p>(3) 道路占用料の収入事務の改善について(大津土木事務所)</p> <p>大口占用者にかかる道路占用料は、毎年度6月上旬までに、大口占用者から占用数量の報告を徴し、6月中に調定し、同月中に納入させることとされているが、一部の案件について事務が大幅に遅延し、10月の調定になっていた。災害対応が重なるなどの特段の事情は認められず、職員の収入金に対する意識の低さを問われかねない。</p> <p>大口占用者にかかる道路占用料については、平成29年度分から、前年度の3月末までに、見込みで報告を徴し、4月上旬に調定するよう取扱いを改められたところでもある。今後は、遅滞なく事務を進め、収入確保に対する取組みを徹底されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(大津土木事務所)</p> <p>平成29年度から全県的に占用数量報告、調定等に係る手続が見直されたことから、大口占用者に対して、平成29年3月末までに見込数量の報告を求め、これに基づき同年4月に見込額で調定をし、確定数量報告を受けて同年6月に修正調定を行い、同年7月末に収入した。</p> <p>今後もこうした事務処理を遅滞なく進めることにより、占用料の適切な調定、収納に努める。</p>

監査結果報告年月日	平成29年8月18日
監査の意見	<p>(4) 入札執行後における落札決定取消しの根絶について(土木事務所(大津土木事務所を除く。))</p> <p>土木事務所の工事等の発注において、入札執行後に設計積算の誤り等が判明したことにより、落札決定が取り消されている事例が毎年発生していることから、平成27年度の監査において、改善に努めるよう意見を付したところである。</p> <p>しかしながら、平成28年度においても、7土木事務所の内、6土木事務所で落札決定が取り消されており、改善が認められない状況が続いている。</p> <p>落札決定の取消しは、県の入札事務全般に対する信用失墜を招くばかりでなく、事業の遅延を招くなど大きな問題である。</p> <p>早急に、不適切な事務処理が発生しない仕組み・システムを構築され、落札決定の取消しの根絶を図られたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(南部土木事務所)</p> <p>設計書改算マニュアルおよびチェックリスト等を活用し、設計積算誤りの防止を図っている。</p> <p>また、開札時には、「開札結果グラフ」を用いて、経理担当と工務担当の双方で確認するとともに、設計積算誤りが疑われる場合には、検討会議を開き、設計積算誤りのないことを確認したうえで、落札決定を行っている。</p> <p>今後も、これらの取組を徹底し、落札決定取消しの再発防止に努めていく。</p> <p>(甲賀土木事務所)</p> <p>設計書回付時には、「設計書改算マニュアル」や「積算チェックリスト」等を活用することにより設計積算誤りの防止を図っている。特に最終設計書と公表用仕様書の整合については、設計書管理ID番号をチェックすることで確認している。</p> <p>また、開札時には、「開札結果グラフ」を用いて、入札参加者の応札金額の状況を確認し、金額の分布状況に疑義が生じた場合は、設計積算に誤りがないか複数の職員で再チェックを行ったうえで落札決定を行っている。</p> <p>今後もこうした取組みを徹底し、適切な事務処理に努めていく。</p> <p>(東近江土木事務所)</p>

設計積算時においては、設計書改算マニュアルおよびチェックリスト等を活用し、設計積算誤りの防止を図り、特に当事務所で発生した材料単価の誤入力を防ぐため、積算システムの改善についても提案し、同様のミスが発生しないよう対応をしている。

入札書開封時においては、開札チェックリストおよび開札結果グラフに加え、応札金額に疑義がある場合は、担当、係長、課長、次長からなる検討会議で精査した後、落札決定を行うよう徹底を図っている。

今後も、他事務所の落札決定取消しの事例を職員で情報共有するとともに、これらの取組を徹底し、落札決定取消しの再発防止に努めていく。

(湖東土木事務所)

土木交通部全体で取り組んでいる入札手続におけるチェック方法や積算システムの改善を行っている。

当事務所の取組として、全ての設計書について、所長が内容を確認するとともに、積算条件等明示書、質問回答書、積算上の留意事項などを共有ファイルサーバに登録し、所内で情報共有を図っている。また、公告後は、改めて担当以外の2者が設計書等の再チェックを行うことをルール化している。

さらに、開札にあたっては、入札状況の分析結果を、担当、係長、課長、次長で確認後、所長が妥当性を判断のうえ、落札決定を行うことを徹底している。

今後も引き続き、他事務所の落札決定取消しの情報を職員で情報共有し、ミスを起こしやすいつ点を認識することにより、落札決定取消しを発生させないよう努めていく。

(長浜土木事務所)

設計書のチェックについて、監理課で策定された設計書改算マニュアルおよびチェックリストに基づいて複数の職員で実施している。

開札事務は、開札チェックリストを用いて複数の職員で確認を行い、適切な事務処理に努めている。

開札後は、応札金額の状況を、支所長、関係課長および係長で確認し、応札金額に疑義が生じた場合は、発注担当課以外の職員で再度設計図書を精査した上で落札決定を行っている。

今後も、積算業務、入札業務に慎重に取り組み、落札決定取消の根絶に努めていく。

(高島土木事務所)

設計積算の誤りをなくすため、「設計書改算マニュアル」の項目追加や改算者の複数体制化を行うとともに、開札時には「開札結果グラフ」を十分確認の上、落札決定を行う等の改善をしている。

今後も引き続き落札決定時には細心の注意を払うとともに、適正な執行に努めていく。

監査結果報告年月日	平成29年8月18日
監査の意見	<p>(5) 巧妙・悪質化する不法投棄事案の早期発見に向けて(湖北環境事務所、高島環境事務所)</p> <p>長期間にわたる大規模な不法投棄事案があったことから、平成27年度の監査において、効果的な不法投棄パトロールの実施などに取り組むよう意見を付したところであるが、当該不法投棄事案は、行為者による原状回復は困難となっている。</p> <p>地域の良好な生活環境を保持するためには、廃棄物の不法投棄を未然に防止するとともに、早期に発見して、早期に解決することが肝要である。</p> <p>県では、不法投棄の発見のため、新たに、ドローンによる上空からの監視を行うなどの取組みをされているものの、行政による監視には予算や人員面から限界がある。</p> <p>そこで、関係機関との連携はもとより、ボランティアや地域住民の理解と協力のもと、住民自らも不法投棄を監視されるなど、不法投棄を許さない地域づくりに向け、検討を進められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(湖北環境事務所)</p> <p>不法投棄の未然防止のため、関係機関から情報を得て、従前以上に解体現場へ臨場することとし、建設リサイクルの啓発、実施の徹底など、効果的なパトロールに取り組んでいる。</p> <p>また、山間部での早期発見のため、管内の2森林組合と情報提供の協定を結び情報の共有を図ることや、自治会や地域住民との情報の交換、共有に努めている。これらの取組によって、不法投棄多発地点を早期に重点監視地点に組入れることで、効率的なパトロールの監視を行っている。</p>

今後も、関係機関との連携をより強化し、不法投棄の未然防止、早期発見、早期解決を図りながら、不法投棄を許さない地域づくりを形成していく。

(高島環境事務所)

不法投棄事案の早期発見を図るため、市や警察などの関係機関等と情報を共有し、連携してその対策に取り組んでいる。特に、山間奥地において不法投棄が多発することから、平成29年12月に高島市森林組合と情報提供に係る協定を締結し、迅速な情報収集に努めている。また、こうした被害多発地域での不法投棄を防止するため、県域で実施している不法投棄の防止にかかる普及啓発活動を強化している。

今後は、地域の実情に応じた住民向けのパンフレットを作成し、住民等にも監視活動等に参加してもらえよう積極的に働きかけていくこととした。

これらの取組を進めながら、市や森林組合、地元自治会等との連携をより強化し、不法投棄を許さない地域の気運を醸成していく。

監査結果報告年月日	平成29年11月27日
-----------	-------------

監査の意見	
-------	--

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進について (総合政策部企画調整課)

国連の持続可能な開発目標であるSDGsについて、本県では、その理念や目標の考え方を、将来ビジョンを検討する上で、一つの拠り所とするなど、全国でも先進的な取組を進めているが、なじみの少ない言葉で分かりにくく、まずは県民の方々の理解を得ることが重要と思われる。

については、できるだけ分かりやすい形で情報提供を行うとともに、県民の方々の自主的な行動につながるような取組方策について検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
---------------------	--

(総合政策部企画調整課)

SDGsについては、持続可能な滋賀づくりに向け、県の施策への反映と県民の取組の裾野拡大に向けた普及促進に取り組んでいくため、次期基本構想の策定に当たって、SDGsの視点を盛り込むほか、多様な主体とのパートナーシップを通じた取組を推進していく。

県民に対する普及促進については、平成29年1月の知事の表明以降、6月に滋賀経済団体連合会とともに開催したシンポジウムをはじめ、若者がSDGsへの理解を深め、滋賀での持続可能な社会の実現に向けたプランを企画し発表する「キャンパスSDGsワークショップ・シンポジウム」を12月に開催したほか、各部局においてもSDGsに関連するイベントが実施されるなど、取組が広がっているところである。

これらの取組に関して、県ホームページに掲載しているほか、フェイスブックやツイッターを通じて、滋賀県のSDGsに係る取組を紹介したり、県広報誌「滋賀プラスワン」で、SDGsに関する特集記事を掲載し、日常生活で一人ひとりが取り組めることを紹介するなど、県民に分かりやすい形で情報発信に取り組んでいる。

今後の具体的な展開として、経済界や大学、市町、NPOなどで、SDGsに関する取組が始められている中、県民への浸透や実践者の交流を通じたプラットフォームづくりや、社会的課題の解決モデルのビジネス化、県内大学からの普及促進と人材育成などに、関係部局が連携して取り組んでいく。

監査結果報告年月日	平成29年11月27日
-----------	-------------

監査の意見	
-------	--

(2) 今津港等を拠点とした水上ルートによる避難路等の整備について (総合政策部防災危機管理局、土木交通部流域政策局)

湖西地域には琵琶湖西岸断層帯や三方・花折断層帯などの活断層があり、また、陸上交通において、湖東地域に比べて南北の道路網が少ないことから、大地震の発生によって橋梁が損壊した場合、避難路や輸送路が遮断される事態が想定される。

こうした事態に備えて、水上ルートによる避難路等の整備・確保が喫緊の課題と考えられるが、拠点となる今津港の栈橋については、民間の占用施設であることから、県による耐震化等の整備は困難とのことである。

しかしながら、発災時の避難路等については、バイパス的な要素に鑑みて、最低限2ルートを確保する必要があると思われることから、今津港等を拠点とした水上ルートによる避難路等の整備について、早急に検

討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総合政策部防災危機管理局、土木交通部流域政策局)

広域湖上輸送拠点については、平成7年度に10施設が指定された。湖西地域においては、近江今津港および今津漁港の2施設が指定され、物資輸送や避難等の拠点として活用することとしているが、近江今津港の棧橋については、民間の占用施設であることから県による耐震化等の整備は困難である。

そのため、複数避難経路等の確保を図る観点から、水上ルートによる経路について、これまでに指定されている拠点のほかにも、その代替として利用することができる施設の確保に向けて検討を進めている。

監査結果報告年月日 平成29年11月27日

監査の意見

(3) 地方機関における防災訓練の充実・強化について(総合政策部防災危機管理局)

地方機関の体制は、ここ数年縮小されており、防災訓練は土木事務所が風水害中心で実施することが多く、原子力や地震に係る訓練は手薄い状況にあると思われる。また、各市町への応援体制についても、市町の防災部局との連携に課題が見受けられる。

については、地方機関において、市町との連携を一層強化するとともに、防災訓練がより実践的に実施できるよう努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総合政策部防災危機管理局)

平成29年度の総合防災訓練においては、現地合同本部連絡会議の運営訓練などに加え、災害対策地方本部から市の災害対策本部へ情報連絡員を派遣して情報収集やシステム入力を行うなど、地方機関と市町との連携に係る訓練を実施した。

今後は、各地方機関において毎年実施している緊急初動対策班設置・運営訓練に、市町への情報連絡員の派遣や情報連絡・伝達の訓練を盛り込むなど、市町との連携強化に向けてより実践的な防災訓練を実施できるよう取り組んでいく。

監査結果報告年月日 平成29年11月27日

監査の意見

(4) 文書管理事務に係る職員の能力の向上について(総務部総務課、県民生活部県民活動生活課)

現在、本県においては、法制訟務に関する事務は総務部総務課、情報公開に関する事務は県民生活部県民活動生活課県民情報室がそれぞれ担当しているが、公文書の作成や文書の受領といった文書管理事務については、両課の共管となっている。

公務員にとって、文書管理事務は一番の基本であるとともに、法制訟務や情報公開に関する事務の基礎であることから、両課の連携をより緊密にして、文書管理事務に対する職員の知識や能力を高めるための取組について検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総務部総務課)

当課においては、文書管理事務のうち、条例・規則等の法規文について、合議の際などの日常業務を通じて、正確な文書の作成について助言するとともに、これまでから、政策研修センターで実施される選択型研修(スキルアップコース)において課員が講師となるなど、職員の法制実務能力の向上に努めてきたところである。

平成29年度においても、法令知識や条例・規則等の制定改廃に必要とされる実務的な知識を習得することを目的とした法制執務研修を行うなど、基礎的な内容にとどまらない実務的な能力の向上に資する研修を実施したところである。

文書管理事務は法制訟務や情報公開に関する事務の基礎であるとの認識のもと、今後においても、県民生活部県民活動生活課と連携して、職責に応じた効果の高い研修内容を検討するなど、職員の知識や能力を高めるための取組を実施していく。

(県民生活部県民活動生活課)

文書管理事務については、これまでから文書管理に関する手引き、各種のマニュアル等を作成するとともに、文書管理事務に関する基礎的な研修だけでなく、文書管理事務に関連する情報公開制度についても併せて研修を行っており、平成29年度も既に実施しているところである。

文書管理事務は法制訟務や情報公開に関する事務の基礎であるとの認識のもと、今後においても、総務部総務課と連携して、職責に応じた効果の高い研修内容を検討するなど、職員の知識や能力を高めるための取組を実施していく。

監査結果報告年月日	平成29年11月27日
監査の意見	<p>(5) 人件費に係る分かりやすい資料提供について(総務部人事課、財政課)</p> <p>地方公共団体は、国の地方財政状況調査の分類に基づき、毎年度、決算状況を報告しているが、この調査では、職員の給与費や非常勤嘱託職員に係る報酬については人件費に区分される一方、臨時職員や日々雇用職員に係る賃金については物件費に区分されており、このことによって、県全体の人件費の総額や増減等を把握しにくい状況にある。</p> <p>については、県民に対して分かりやすい情報提供を行うという観点から、一見して理解できるような人件費に係る資料の整備や提供について検討されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(総務部人事課、財政課)</p> <p>平成30年3月末までに、県のホームページにおいて、滋賀県職員に係る人件費および物件費の情報提供を行う予定である。</p>

監査結果報告年月日	平成29年11月27日
監査の意見	<p>(6) オオバナミズキンバイ等、侵略的外来水生植物対策について(琵琶湖環境部環境政策課、自然環境保全課)</p> <p>再生力が強く大繁殖するオオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウについて、琵琶湖の生態系保護を念頭に置いた駆除方針を策定するとともに、将来的には「管理可能な状態」へと移行させ、その状態を維持するため、これまでの手法にとらわれず、多分野からの情報や知見を集積して、抜本的な解決策を検討する必要がある。</p> <p>については、琵琶湖環境科学研究センターをはじめとする琵琶湖環境研究推進機構や国立環境研究所琵琶湖分室等との連携を強化し、新たな技術を開発するなど、より一層、効果的な施策を検討されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(琵琶湖環境部環境政策課、自然環境保全課)</p> <p>オオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウといった侵略的外来水生植物については、これまでから大規模な機械駆除に丁寧な人力駆除を組み合わせたり、駆除後の巡回・監視を強化したりするなど、順応的に駆除方法の改良等を進めてきており、平成28年度からの集中的な取組により、平成29年度も生育面積の縮減傾向を維持できる見込みである。</p> <p>また、効率的な駆除方法、繁茂の抑制、有効利用方法を確立するため、従来の水草に加え、平成29年度から、オオバナミズキンバイ等についても県内外の企業等から新たな技術提案を広く募っており、対策の高度化を図っている。</p> <p>さらに、本庁の関係部局と県立試験研究機関で構成する琵琶湖環境研究推進機構が、オオバナミズキンバイ等に関する研究を進めている滋賀県立大学の研究者グループとの連携、協力を行っていることから、これらの情報や知見を各機関で共有し、研究成果を速やかに駆除等の対策に活用できるように取り組んでいるところである。なお、平成29年11月から国立環境研究所琵琶湖分室長に琵琶湖環境研究推進機構の研究推進顧問に就任いただき、同分室からも指導、助言等を得ながら取組を進めている。</p> <p>今後とも、琵琶湖環境研究推進機構や国立環境研究所琵琶湖分室等との連携をさらに強化し、戦略的な駆除や駆除後の巡回・監視を徹底することにより、今後3年程度で「琵琶湖全体を管理可能な状態とする」ことを目指していきたい。</p>

監査結果報告年月日	平成29年11月27日
監査の意見	<p>(7) 下水道不明水対策について(琵琶湖環境部下水道課)</p> <p>下水道へ侵入する不明水のうち、雨天時不明水については、各市町の管理する公共下水道、あるいは宅内</p>

施設が主な発生源と考えられる。その調査と対策には、多額の予算や時間を要し、効果の発現が難しいと思われるが、最近の被害状況に鑑み、スピード感を持った取組が必要と考えられる。

県では、湖南中部浄化センターの揚水ポンプを増設するなどの対策を検討しているが、加えて、他の自治体における先進的な取組などを参考にした事業展開について検討するなど、市町の認識やモチベーションを高めるとともに、県内全市町において早急に対策が進められるよう取組を進められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

（琵琶湖環境部下水道課）

平成26年4月、県と市町で「不明水対策検討会」を組織し、雨天時不明水の発生源対策と被害軽減対策を進めている。

特に市町が主体となって取り組む発生源対策に対して、モデル調査や影響度マップ作成による市町における発生源調査の支援や、住民向けパンフレット作成による啓発広報等を行ってきた。

平成29年度には、これまでに上記検討会を平成29年7月と平成30年1月の2回開催し、県内各市町の取組事例を共有するとともに、下水道協会技術セミナーで収集した全国の先進自治体の事例を紹介し好事例の横展開を図るなど、県内全市町において早急に対策が進められるよう支援している。

監査結果報告年月日 平成29年11月27日

監査の意見

(8) 観光資源としての琵琶湖の活用について（商工観光労働部観光交流局）

本県は、琵琶湖という他府県にはない大きな観光資源を有し、さらなる活用の余地があるものと思われる。また、全国屈指の観光地である京都や大阪に近接していることから、京都や大阪を訪れる宿泊客を、いかにして本県に取り込むのかという戦略的な取組も必要と思われる。

については、本県経済の発展や地域振興にも資するため、増加する外国人来訪者をはじめとする観光客の誘致、とりわけ宿泊客の取り込みを図るため、観光船等を利用した夜型観光の充実やビワイチを活用した観光施策の展開など、観光資源としての琵琶湖を活用した施策がより一層推進されるよう、県をはじめ関係機関が一丸となって取組を進められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

（商工観光労働部観光交流局）

平成29年度、日本遺産をテーマとした観光キャンペーン「日本遺産 滋賀・びわ湖 水の文化ぐるっと博」を開催し、琵琶湖と水の文化に関連する体験プログラムやまち歩きツアーなどを展開しているところである。

また、びわ湖灯り絵巻や桜・紅葉シーズンのライトアップなど夜型の観光施策を展開するとともに、ビワイチサイクリングやビワイチウォーキングなど琵琶湖を五感で体感することのできる事業を推進するなど、琵琶湖を活用した滋賀ならではの体験型の取組を展開しているところである。

平成30年度は、これまでの取組の成果も生かしながら、「虹色の旅へ。滋賀・びわ湖」をテーマに、県・市町・事業者等が一体となって総合的な観光キャンペーンを展開し、滋賀の強みである「自然」「歴史」「文化」「食」を生かしながら、琵琶湖を活用した旅の展開に取り組むこととしている。

さらに、これらの取組と併せて、京都、大阪をはじめ、関西全体で周遊ルートの取組を戦略的に展開することにより、観光客や宿泊客の取り込みにつなげていきたい。

監査結果報告年月日 平成29年11月27日

監査の意見

(9) 女性の新規就農者の確保に向けた取組の推進について（農政水産部農業経営課）

県では、しがの担い手育成総合事業により、新規就農者の確保対策をはじめ、総合的な施策を展開しているが、平成28年度における新規就農者のうち男性は92名、83.6%、女性は18名、16.4%と、新規就農者に占める女性の割合は、まだまだ低い状況にある。

については、農業分野における女性活躍の観点から、女性の新規就農者のより一層の確保に向けて、職業としての農業に対する認識を高め、興味を持っていただくためのきっかけづくりやプロモーション活動の実施など、より一層の施策の充実に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

（農政水産部農業経営課）

女性の新規就農者のより一層の確保に向けて、平成29年度より新たに県と女性農業者団体等民間団体と協働し、先輩女性農業者によるアグリカフェや就農相談、農業体験受入れ、女性のための農業経営塾等を実施しており、引き続きこれらの取組を推進していく。

監査結果報告年月日	平成29年11月27日
-----------	-------------

監査の意見	
-------	--

(10) 野菜等園芸作物を活用した本県の特産品づくりについて(農政水産部農業経営課)

本県においては、野菜の自給率が低く、県民への安定供給が重要な課題となっていることから、県では、たまねぎやキャベツなど水田野菜を中心に、産地化に取り組んでいる。

また、本県では、かぶやメロン等が有名であるが、品目によってはロットが少なく、市場に出回るまでには到っていない状況である。

については、野菜等園芸作物の生産量の拡大とともに、加工や販売などにも取り組む6次産業化も含めて、農業者の所得向上や地域農業の活性化につながるよう、積極的な施策の推進に取り組まれない。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
---------------------	--

(農政水産部農業経営課)

農業者の所得向上や地産地消の推進による地域農業の活性化のため、各地域においては、地域の条件に応じた推進品目の選定や出荷先など、特産品づくりも視野に入れた戦略の策定および戦略的な産地育成に対して支援を実施し、野菜等園芸作物の生産拡大を図っているところである。

今後は、地域の取組に加え、県域において、推進品目であるキャベツ、タマネギ、カボチャの県内各産地を横つなぎした広域型産地の育成に向け、県とJAグループで設立した園芸農産振興協議会の活動を支援していく。

監査結果報告年月日	平成29年11月27日
-----------	-------------

監査の意見	
-------	--

(11) 琵琶湖漁業に係る漁獲高の把握について(農政水産部水産課)

現在、琵琶湖漁業における魚の量を示す漁獲量については、毎年公表されているが、魚の販売額を示す漁獲高については、国がデータの収集を取り止めたため、平成22年度以降のデータを把握できない状況が続いている。

年度毎の漁獲高やその推移を把握することは、琵琶湖漁業に関する諸施策の費用対効果などを検証する上で不可欠なデータと考えられることから、県においては、琵琶湖漁業に係る漁獲高の把握方法について検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
---------------------	--

(農政水産部水産課)

平成22年以降、漁獲高に関する国のデータ収集が行われていない背景には、琵琶湖漁業の漁獲量の減少に伴い、市場流通が縮小する一方、漁業者と流通業者との相対取引の増加などによって、漁獲高の把握が困難となってきたことなどが理由として考えられる。

しかし、毎年の漁獲高やその推移を把握することは、琵琶湖漁業に関する諸施策の費用対効果の検証等において必要であることから、その把握方法について検討する。

監査結果報告年月日	平成29年11月27日
-----------	-------------

監査の意見	
-------	--

(12) 土砂災害警戒区域等の指定について(土木交通部砂防課)

県では、土砂災害から県民の生命や財産を守るため、土砂災害警戒区域等の早期指定に向けた取組を進めているが、140を超える箇所において、区域指定が保留されている状況である。

昨今の異常気象を踏まえると、土砂災害警戒区域等の指定は喫緊の課題と考えられることから、県民の安心・安全を守るため、土砂災害警戒区域等の指定保留の解消に向けた取組を早急に進められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
---------------------	--

(土木交通部砂防課)

現在、県内の土砂災害に係る新たな危険箇所、約1,300箇所について、各土木事務所において、平成31年度

までに基礎調査を完了すべく作業を進めている。指定保留箇所については、既にホームページ等で土砂災害の危険が周知できていることから、新規の危険箇所と併せて指定保留箇所についても地元説明を行い、平成33年度までに、全ての危険箇所の指定を完了する計画である。

また、県内に約140箇所ある指定保留箇所の内、約30箇所については、平成29年度内に、土砂災害警戒区域等の指定を終える見込みであり、残りの指定保留箇所についても、平成32年度までには指定を終えるよう取り組む。

監査結果報告年月日	平成29年11月27日
監査の意見	(13) バランス・スコア・カードの運用改善について(病院事業庁経営管理課) 各県立病院においては、目標管理手法であるバランス・スコア・カードを導入し、病院マネジメントの向上に努力されているが、導入から数年が経過する中で、A、B、C、Dの4段階に+、-を加えた評価が分かりにくいなど、運用に課題が認められる。 については、AからEまでの5段階評価など、より分かりやすいランク表示に改めることによって課題を明確にするとともに、今後の経営改善につながるような、一歩先を見越した分析を行うなど、年度ごとの目標達成に向けて、個々の職員のモチベーションを高め、全職員が一丸となって取り組めるような制度に改善されたい。
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	(病院事業庁経営管理課) 中期計画の目標達成に向けて着実な推進を図るため、進行管理の手法としてバランス・スコア・カードを導入している。 バランス・スコア・カードの評価基準については、職員にとって、より分かりやすい評価とするため、平成29年度上半期からの評価を、従来の8段階評価から、A、B、C、D、Eの5段階評価に改め、平成29年11月に開催された滋賀県立病院経営協議会において、外部委員にも報告したところである。 経営改善に向けて、今後も引き続き、職員が一丸となって、各部署において着実に取り組んでいく。

監査結果報告年月日	平成29年11月27日
監査の意見	(14) 病院事業庁における寝具類賃借業務に係る仕様内容の検討について(病院事業庁経営管理課) 県立病院における寝具類賃借業務に係る仕様内容については、各病院において、対象とする患者の病態を勘案した上で、現場で最適な物品を選定しているため、各病院において、異なる品質の寝具類が使用されている状況にある。 については、透明性や費用対効果の観点も踏まえて、各病院における選定基準の根拠について、より県民の理解が得られるよう努められたい。
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	(病院事業庁経営管理課) 寝具類賃借業務については、県立3病院が担う機能、患者の病態がそれぞれ異なることから、契約に際して、各病院において最適な仕様を検討した結果、異なる寝具類を使用している。 今後の各病院における仕様については、透明性や費用対効果の観点も十分に踏まえて検討する。

監査結果報告年月日	平成29年11月27日
監査の意見	(15) 英語教員の英会話力の向上等について(教育委員会事務局高校教育課、幼小中教育課) 小学校英語の早期化・教科化への対応や、大学受験においても、「話す力」にも重点を置いた制度改革が検討されるなど、今後の英語教育においては、「話す力」を身につけることが重要と思われる。 こうした状況に適切に対応するためには、英会話力の向上をはじめ、英語教員のスキルアップを図ることは急務である。 については、英語教員の英会話能力を英検準一級レベル以上の水準まで向上させるなど、英語教員のスキルアップに向けた、さらなる取組を早急に進められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

（教育委員会事務局高校教育課、幼小中教育課）

英語教員スキルアップ事業において、英語教育推進リーダーを講師とした英語による伝達講習を年間 4 回実施し、英会話能力を含めた教員の力量の向上を図る取組を実施した。また、小中高系統的英語教育推進事業および指導力向上研修等の各種研修においても、教員の指導力向上に向けた取組を実施した。

英語教員の外部検定試験の受験については、県教育委員会による学校訪問等において、各教員の自己研鑽の励行や検定試験受験の奨励等を依頼するとともに、英語力強化に向けた外部検定試験特別受験制度（検定料割引）を県教育委員会、市町教育委員会を通して周知している。

今後も引き続き、英会話能力を含めた指導力向上に向けて研修を実施し、研修内容の充実を図る。